

平成29年度

松阪市社会福祉協議会事業計画

目 次

1. 基本方針	・・・	2～3
2. 各課の重要戦略	・・・	3～14
◆経営計画の推進と人材育成【総務課】	・・・	4～5
◆地域福祉活動の推進【福祉のまちづくり課】	・・・	5～9
◆多様な生活課題に対する相談・支援体制の強化【地域生活支援課】	・・・	9～11
◆専門性のある在宅福祉サービスの提供と充実【在宅福祉サービス課】	・・・	11～15

平成29年度 松阪市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、地域社会のみならず社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。松阪市においても、家族からの支援を受けることが難しい老老介護世帯等も増加しており、介護保険等の制度では対応できない生活支援ニーズや孤立、生活困窮を背景とした子どもの貧困など、深刻な生活課題が広がっています。

このようなニーズの変化を背景に、当会では、経営理念・組織運営方針に基づき各課の重要戦略において、これまでの課題の解決と新たな環境の変化に対応できる体制を整備し、具体的な方策の展開を図ってまいりました。

本年度は、当会の目指すサービスとして、地域における様々な生活課題の解決に向け、個別支援の各部門が協働を図り、福祉サービスの専門化と地域化をより一層進めるとともに、地域に開かれた居場所づくり事業の展開など、新たな地域の福祉ニーズに基づく地域支援活動の構築に向けて取り組んでまいります。また、共同募金運動においては「70年答申」に基づく委員会組織の運営を強化し、地域の課題を明確に伝える地域課題解決型募金の展開も検討いたします。

さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する支援を含む総合相談支援体制の整備により、地域におけるセーフティネット機能の一層の充実を図ります。また、介護サービス事業のみならず、住民との協働による相談・支援体制について、今年度から保育士修学資金貸付事業や就労準備支援事業の新たな展開や新しい総合事業に向けて、地域のニーズ把握とネットワークの構築を行い、生活支援サービスの仕組みを整備していきます。

改正社会福祉法により、社会福祉法人のあり方や法人としての説明責任の強化について、平成28年に社会福祉充実計画が示されております。これをふまえ、社会福祉法人としての社協の役割を充分認識し、地域における社協としての使命、地域福祉と介護サービスなどの一体的提供を柱とした事業展開を進めていきます。

このことは、社協が推進してきた地域福祉活動の真価、ひいては社協の存在意義そのものも問われる局面ととらえ、社協が一丸となって地域福祉の推進に取り組んでまいります。

また、社協本所の移転計画や、松阪支所の建設に向けた協議を関係機関とも進めていきます。

活動計画取り組み強化として、

<経営理念>

1. 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域のあらゆる団体・組織の相互の理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

2. 利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続していきけるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、公的サービスを中心とするフォーマルな分野のサービスと、家族、近隣、ボランティアといったインフォーマルな分野のサービスを連携させ、総合的で効果的に展開される支援体制を整備していきます。

4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

住民、社会福祉関係者、行政、企業等と協働し、各地域に必要な独自の福祉サービスを創造していきます。

社会福祉協議会は、地域に開かれた組織として、以下の組織運営方針に基づき「地域福祉活動推進計画」、「第Ⅲ期経営計画」の着実な実施に向け、事業を展開していきます。

<組織運営方針>

1. 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす
2. 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する
3. 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う
4. 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する

2. 各課の重要戦略

◆ 経営計画の推進と人材育成【総務課】

職員に社会福祉協議会としての使命・経営理念・組織運営方針を再教育します。職員一人ひとりが社協に求められているもの、役割を認識することで、組織全体の強化と考え、社会福祉協議会としての活動を計画的に実施していきます。三ヵ年計画である第Ⅲ期経営計画を確実に推進します。

法人の組織力強化のためには個々の職員が仕事を通じてやりがいを実感できる職場づくりが必要です。そのために、職員の自己実現の配慮を行い、多様な人材が個々の能力を發揮できる職場環境づくりに努めるとともに、「人材」から「人財」へと職員能力の開発及び人材育成に取り組みます。これらの要となるよう、試行した人事考課制度を効率的に活用するために、目標管理を含めた試行を実施しつつ、実際にどのように反映させるか検討し、本実施に向けて要綱を作成します。

また、活動内容を「見える形にする」ことでより多くの市民のみならず、諸団体或いは企業・法人が活動に参加・協力いただける社会福祉協議会を目指します。

(1) 組織体制の強化

① 会務の運営

ア 役員会の開催

(ア) 理事会 (年8回)

(イ) 評議員会 (年6回)

イ 定期的な監査の実施 (年2回)

ウ 内部監査の実施 (年2回)

② 安定した経営の実現

ア 適切な会計処理と予実管理

イ 経営の効率化と、コスト削減

ウ 基金の効率的な運用

エ 自主財源の確保

③ 経営計画の推進・改善

ア 幹部会議における進捗状況の把握

イ PDCA サイクルによる計画の推進と改善

ウ 計画スケジュールに沿った計画の遂行

エ 第Ⅲ期経営計画の推進

④ 総合調整

ア 各課、各支所及び事業所との連携による包括的な事業展開

イ 行政、企業、団体、自治会、住民協議会、地区福祉会との連携強化

ウ 住民との協働

エ 近隣社協、他法人との連携強化

オ 勤怠管理システム導入における勤怠集計業務の効率化

(2) 社協活動体制の強化

① 社協会員制度の推進

- ア 会費の使い道についての明確化
- イ 住民会員制度についての分かりやすい周知

② 社協活動のPR

- ア 社会福祉協議会の役割や活動の周知
- イ 市民参加を促進するための広報活動（「社協だより」年6回発行）
- ウ 社会福祉大会・福祉フェスティバルの開催（福祉功労者の表彰、社協、ボランティア活動のPR）
- エ ホームページ、フェイスブックによる情報発信の強化
- オ 県社協との連携他、各種広報媒体を使った啓発活動の実施

(3) 人材育成

- ① 目標管理を含めた試行と実施に向けた要綱の作成
- ② 研修受講や資格取得をしやすい環境づくり
- ③ 継続的・段階的な職員研修の実施
- ④ ファシリテーターの養成

(4) 福祉関係施設の管理運営

① 指定管理施設の適正な運営及び利用の促進

- ア ハートフルみくも 保健福祉センターの管理運営
- イ ハートフルみくも スポーツ文化センターの管理運営
- ウ 高齢者障害者福祉施設ふれあいセンターの管理運営
- エ 飯南高齢者生活福祉センターの管理運営
- オ 飯高高齢者生活福祉センターの管理運営

② 社協施設の適正な運営及び利用の促進

- ア 本所の移転に伴う市及び関係機関との協議
- イ 新松阪支所の建設用地整備と設計管理
- ウ 嬉野社会福祉センターの利便性向上を目的とする大規模修繕

◆ 地域福祉活動の推進【福祉のまちづくり課】

住み慣れた地域で“誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり”を目標としています。

社協会費・赤い羽根共同募金・松阪市の補助金委託金を財源とし、地域担当制導入による小地域福祉活動推進を中心に、関係機関や関連団体との関りを密にした地域福祉活動の事業展開に取り組みます。

さらに、一人ひとりが抱える生活課題の解決に向け、個別支援の各部門と協働を図り、新たな地域支援活動の構築に向けて地域に根ざした社協活動に取り組んでまいります。

(1) 小地域福祉活動推進事業

- ① 地域福祉活動推進計画 ibook の推進（地域担当・地域支援員の活動）

- ア 各小地域における福祉の現状・地域の活動状況・社会資源の情報等把握
- イ 共同募金配分金事業との連携（助成金を活用した情報の提供並びに啓発）
- ウ 地区福祉会・住民協議会事業への参画（地域計画の推進支援・地域の会議並びに地域の行事への積極的参加）
- エ 地域福祉計画実践プランの推進
 - （ア）小地域福祉活動助成事業との連携
 - （イ）エリア別の地域連携サポートチーム会議の推進
 - （ウ）住民協議会福祉関連への支援
 - （エ）実践プラン中間報告書策定への協力（各地域の評価と目標・進捗状況の把握等）
- オ 地域包括支援センターとの連携推進（地域ケア会議への参画）
- カ 防災訓練等地域応援活動（防災備品の貸出及びPR活動）
- キ コミュニティソーシャルワーカー養成講座・実践研修への積極的な参加
- ク 定例地域担当会議の開催
- ケ 記録管理システムを活用した動向把握（地域担当活動による行動の記録化）
- コ 事例検討会の開催（社協職員による内部連携の強化）
- サ 地域福祉活動の効果的な情報発信（相談窓口機能の強化）

②地域福祉活動計画事業（補助金事業）

- ア 小地域福祉活動助成との連携・協働活動
- イ 小地域福祉活動助成団体エリア別代表者会議の開催
- ウ 地域福祉計画実践プランにおける重点推進項目と関連性の高い小地域福祉活動助成メニューへの取組み強化

（2）赤い羽根共同募金運動の推進

①地域を巻き込んだ募金活動の基盤強化（募金協力の参加者を増加する）

- ア 自治会を通じ、各世帯を対象とした戸別募金運動の推進（各連合自治会への積極的依頼及び未納自治会へ募金協力の呼びかけ強化）《戸別募金》
- イ 駅前及びスーパー等の人が集まる所を対象とした街頭募金運動の推進（募金のPR活動と受配団体・協力団体への呼びかけ等）《街頭募金》
- ウ 企業・事業所等を対象とした法人募金運動の展開（自治会・民児協を通じた募金協力者の呼びかけ徹底と新しい企業への周知）《法人・事業所募金》
- エ 企業・事業所・団体・官公庁の従業員等を対象とした職域募金運動の展開（募金協力範囲の拡大等）《職域募金》
- オ 児童・生徒等を対象とした学校募金運動の展開（学校を通じて共同募金の周知並びに学校内行事への募金活動への参画等）《学校募金》
- カ 各地域の行事・イベント等を対象とした新たな募金運動の展開（募金のPR活動と協力団体への参画等）《イベント募金》
- キ 市内の寄附付き商品の開発・販売への取組み（松阪まちおもいプロジェクト）《法人・事業所との協働による募金》
- ク 飲み物を購入すると同時に募金ができる赤い羽根自動販売機設置の取組み《赤い羽根自販機募金》

ケ その他、団体からの募金、羽毛製品の回収による募金運動の展開（羽毛プロジェクト）

②共同募金運動「70年答申」に基づく委員会組織の運営強化

ア 多様な人材が参画した共同募金委員会の運営検討（運営委員会検討会の実施）

イ 寄付者、助成先団体、自治会相互のコミュニケーションの機会の増加（共同募金のつどい巡回開催）

ウ 助成終了後の成果報告の明示（助成先団体による成果報告明示の徹底）

エ 地域の課題を明確に伝える地域課題解決型募金の検討（テーマ型募金運動の展開）

③募金配分金による事業の推進

ア 情報の発信（社協広報誌年6回発行・ホームページ・フェイスブックの活用）

イ 福祉並びに募金PR活動（社会福祉大会/福祉フェスティバル・共同募金のつどい・地域イベントへの参画）

ウ 市民活動団体への助成（公開プレゼンテーション）

エ 地域に開かれた居場所づくり（とのまちカフェ）の運営

オ 地域福祉活動推進助成（地域計画・小地域福祉活動計画を基とした活動）

カ 小地域福祉活動への助成（地区福祉会・住民協議会）

キ 人材育成（身近な地域のつながりを深める講演会を通じた新たな人材の発掘と育成）

ク 福祉教育推進（学校や地域と連携した福祉教育プログラムの実施）

ケ 被災者等に対する支援活動（火災風水害見舞金・行路病人旅費）

コ 障がい児者サポートブックの推進（つどい事業“手と手をつなぐ暖話会の開催）

サ 宅老所活動支援助成等（宅老所への支援助成・新規宅老所補助）

シ 子育て支援活動助成（放課後児童クラブ・子育てサークル等）

ス リフレッシュママの会（民児協主任児童委員部会へ助成）

セ 福祉関連団体への助成（老人クラブ・障がい者関係団体・母子寡婦福祉会・保護司会・更生保護女性の会等）

ソ 子どもの居場所づくり事業の展開（教育関係機関・地域との連携による活動）

タ 支所単独事業

（ア）在宅介護者のつどい（松阪・嬉野・三雲・飯南・飯高）

（イ）障がい者団体等への行事助成（松阪・三雲・飯南）

（ウ）市街地循環バス支援（松阪・嬉野）

（エ）子ども行事への助成（松阪・嬉野・三雲・飯南）

（オ）健康のつどい（三雲）

（カ）高齢者元気応援事業カラオケ交流（三雲）

（キ）高齢者世帯のつどい（三雲・飯南）

（ク）障がい児者施設地域交流会（嬉野）

（ケ）障がい児者クリスマスパーティー（三雲）

（コ）母子寡婦福祉会社会見学行事助成（三雲）

（サ）福祉交流会（三雲）

（シ）子どもの未来支援事業人形劇交流（三雲）

- (ス) 卒園児・小学校新入学生等雨傘贈呈（三雲・飯高）
- (セ) いいないきいき夏祭り行事助成（飯南）
- (ソ) 防災ネットワーク講演会・学習会（飯南）
- (タ) 要援護高齢者世帯見守り活動（飯南）
- (チ) ふれあいサロン等交流事業（飯南）
- (ツ) 保育園児との昔遊び交流会（飯南）
- (テ) 地区別世代間交流活動（飯高）
- (ト) 踊り・傾聴・人形劇・喜心ボランティア活動助成（飯高）
- (ナ) 子育て支援リフレッシュママの会行事助成（飯高）
- (ニ) 障がい者福祉団体交流会（飯高）

(3) ボランティアセンター事業

①ボランティア相談・活動支援体制の充実

- ア 相談機関としてのPR活動
- イ ボランティア団体の紹介
- ウ 活動希望者への支援

②ボランティアコーディネーターとしての資質向上

- ア 外部研修に参加しボランティアコーディネーターとしての『連携力』、『調整力』、『ニーズキャッチ力』を強化する
- イ 市内で積極的に活動している団体の把握と情報整理
- ウ 新規団体登録へ向けての広報
- エ 松阪・津・多気圏域ボランティア担当との勉強会・意見交換会

③ボランティア団体の活動しやすい体制づくり

- ア 松阪市ボランティア連絡協議会との連携・協働
- イ 広報、ホームページをつかった情報発信
- ウ グッズや機材等の貸し出しによる活動支援
- エ 万が一の活動中の事故に備えた補償支援（1人あたり350円助成）
- オ 新たなボランティアの発掘
 - (ア) 各種講座や教室、サロン等を開催し、広く市民のボランティア活動参加を促進
 - ㊦車イスダンスボランティア講座（6月～8月）
 - ㊧折り紙ボランティア講座（10月～12月）
 - ㊨音訳ボランティア講座（2月～3月）
 - ㊩手話サロン（12月）
 - ㊪ボランティアサロン（松阪市ボランティア連絡協議会との協働）
- (イ) 子どものころからボランティアに対しての意識を持ってもらうための場、また若者（高校生・大学生）にボランティア活動に関わる機会の提供
 - ㊫サマーボランティアスクール
 - ㊬氏郷まつりでのボランティア啓発（高校生・大学生による企画）

(ウ) 福祉教育の一環として車椅子の援助方法や高齢者の疑似体験、視覚障がいの方の歩行支援方法、古切手整理などを教える

ア 福祉体験教室

(エ) 松阪市社会福祉大会・福祉フェスティバルへの参加・協力

④ 団体助成金事業

ア 市内で活動するボランティア団体に対し、活動の充実を図るための助成

⑤ 災害時の体制づくり

ア 研修会等への積極的な参加により、知識、技術を習得

イ 防災に関する講座の開催

(ア) 災害ボランティアセンターサポーター養成講座（第6期生）

(イ) 災害ボランティアセンターサポーターフォローアップ研修

ウ 松阪市危機管理室や福祉ささえあい課との連携強化

(常設型災害 VC 運営に関する定期的な協議・合意形成の場づくり)

エ 災害ボランティアセンターの機能充実（被災者支援活動等）

⑥ 「ふれあい体育祭」の開催

ア ボランティアと障がい児者との交流の場を提供

イ 障がい者福祉への理解を図る

⑦ 被災者支援活動事業

ア 被災地（大槌町・熊本市等）との支援調整

イ 近隣市町への被災者支援活動

◆ 多様な生活課題に対する相談・支援体制の強化【地域生活支援課】

一つひとつの相談に真摯に対応し、適切な支援や社会資源に繋げることができるよう心がけます。生活困窮者自立支援事業については、就労準備支援事業を新たに加え、更なる支援の充実をめめます。また、今年度より開始される保育士修学資金貸付事業の啓発につとめます。地域住民のさまざまな生活課題に対して、制度や対象者の枠組みに捉われることなく包括的な支援を心がけ、地域におけるセーフティネット機能の一層の充実を図ります。

(1) 総合相談事業

① 各種相談事業

ア 相談事業の運営

(ア) 心配ごと相談

(イ) 法律相談

イ 相談所の利用促進を図るための広報活動強化

ウ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催

(2) 資金の貸付事業

①各種貸付事業

- ア 貸付事業の運営
 - (ア) 生活福祉資金貸付事業
 - (イ) つなぎ資金貸付事業
 - (ウ) 育英基金の貸付事業(飯南地区のみ)
 - (エ) 保育士修学資金貸付事業(新規事業)
- イ 相談員の資質向上を図るための研修を実施
- ウ 松阪市福祉事務所との連携強化
- エ 生活困窮者自立相談支援事業との連携

(3) 日常生活自立支援事業

利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行います。

①日常生活自立支援事業の円滑な運営と推進

- ア 判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用援助
- イ 日常的な金銭管理
- ウ 書類等預かりサービス
- エ 職場外研修を活用し相談、支援の技術を高める
- オ 松阪市障がい福祉課・地域福祉課・高齢者支援課・介護保険課・保護課との連携強化
- カ 三重県社会福祉協議会との連携

②利用者のスタイルや特性に合わせた支援

- ア 生活相談への対応
- イ 個々の障がい特性に合わせた援助
- ウ 関係各機関との連携

③困難ケースへの対応

- ア 困難ケースに関する検討会の開催
- イ 関係各機関とのスムーズな連絡調整

④待機者の解消

- ア 契約待機者の解消
- イ 成年後見制度の利用促進

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して支援を行う事業を実施します。

①自立相談支援事業

- ア 訪問支援(アウトリーチ)も含め、早期に支援を行う。
- イ 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口を設置。
- ウ 生活困窮者からの相談に対して、どのような支援が必要かを把握し、状況に応じ

自立に向けた支援計画を作成する。

エ 支援調整会議を開催し、作成した支援計画の確認や支援決定を行う。

オ 生活困窮者の状況に応じ、住居確保給付金が必要とされる場合は、受付業務と決定後の相談支援を行う。（住居確保給付金の支給決定および支給は松阪市が実施）

カ 生活困窮者の状況に応じ、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）等の斡旋を行うため、無料職業紹介事業の許可申請を行う。

キ 生活困窮者支援を通じた地域ネットワークの強化・社会資源開発など地域づくりにも取り組む。

②家計相談支援事業

ア 家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成をする。

イ 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）を行う。

ウ 必要に応じて、法テラス等の関係機関へのつなぎや貸付の斡旋等を行う。

③就労準備支援事業（新規事業）

ア 日常生活自立に関する支援

規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

イ 社会生活自立に関する支援

基本的なコミュニケーション能力や社会参加能力を養うための活動等を行う。

ウ 就労自立に関する支援

就労体験の機会やビジネスマナー講習、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(5) 地域成年後見サポート事業

成年後見制度の利用が必要な方の支援を行います。

①成年後見制度への取り組み

ア 成年後見制度の情報提供と相談支援

イ 広報・啓発

②法人後見事業

ア 法人後見運営委員会の開催

イ 市長申し立ての申込みに関する支援

ウ 後見人（類型：後見・補佐・補助）を受任

エ 専門職や関係機関との連携

③相談ネットワークの構築

ア 他機関と連携強化、ネットワークの構築

◆ 専門性のある在宅福祉サービスの提供と充実【在宅福祉サービス課】

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025（平成37）年をめどに、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みが求められて

います。

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう」介護サービスを提供し、支援できる体制を目指します。

業務の中から利用者のニーズを引き出し、独自のサービスを創意工夫していくことで質の向上に努めるとともに、業務マニュアルを周知徹底することにより業務の効率化、サービスの標準化を目指します。

また、介護技術に関する講座を実施することでより専門性を兼ね備えた福祉人材の育成、確保を目指します。

(1) 高齢者福祉サービス

①居宅介護支援事業

ア 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランの作成

イ ケアマネジメントの質の向上

(ア) ケアマネジャーの資質向上を図るため、研修会の開催

(イ) 認知症、精神疾患、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得

ウ 医療との連絡・連携

(ア) 入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有

(イ) 三重県介護支援専門員協会等の外部研修への積極的な参加

エ 地域包括支援センターとの連携

(ア) 介護予防に関する情報、利用者に関する情報の共有

(イ) 地域包括ケアシステムの推進

②訪問介護事業

ア サービス提供責任者の業務を明確にした、効率的・効果的な組織運営

イ 介護保険法令に基づいて、利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供

ウ 介護技術の向上

(ア) 訪問介護員に対する研修、技術指導

エ 情報の共有化

(ア) 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を示し、利用者の状態について情報を的確に伝達

オ 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘

カ 地域包括ケアシステムの推進

③通所介護事業

ア 介護保険法令に基づいて、利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画の作成と、質の高いサービスの提供

イ 利用者および家族、関係機関との連携強化

(ア) 利用者や家族の意向を尊重

ウ 職員の資質向上

(ア) 接遇技術や介護技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者寄り添う介護を実践

(イ) 介護職員に対する研修、技術指導

- (ウ) 個人情報の保護・管理の徹底
- エ 緊急・災害時対応
 - (ア) 利用者の安全と二次災害の防止
 - (イ) 避難訓練の実施
- オ 地域包括ケアシステムの推進
- ④認知症対応型共同生活介護事業
 - ア 入居者情報の管理、共有
 - (ア) 職員が入居者の心身の状態・情報を共有できるシステム作り
 - (イ) 入居者の体調管理、安全確保及び事故の防止
 - イ 個人を尊重する介護の提供
 - (ア) 入居者個人の状況・思いを大切にし、その人らしい生活の場を提供
 - (イ) 医療機関、関係機関との連携強化を図り、総合的なケアを提供
 - ウ 四季を感じることでできる生活空間を創造
 - (ア) 外出や地域との交流を実施
 - (イ) 季節に応じたレクリエーションを提供
 - エ 職員の資質向上について
 - (ア) 介護職員に対する研修、技術指導
 - (イ) 個人情報の保護・管理の徹底
- ⑤地域包括支援センター事業
 - ア 総合相談支援
 - (ア) 地域に住む高齢者の様々な相談を適切な機関、サービスへつなげ継続的な支援
 - イ 権利擁護
 - (ア) 当事者の適切な権利の行使
 - (イ) 予測し得る権利侵害の予防
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント
 - (ア) 高齢者が介護保険サービスをはじめとする様々なフォーマル・インフォーマルサービスを適切に利用し、自分らしい自立した生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者・行政等との連携を図り、地域において多職種の協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。
 - エ 介護予防の推進
 - (ア) 一般介護予防事業
 - (イ) 集いの場創出支援事業・介護予防いきいきサポーターフォローアップ事業
 - (ウ) 介護予防支援事業
 - 自立支援につながる介護予防ケアマネジメントが実施できるように努めます。
 - オ 生活支援コーディネーターの配置
 - (ア) 平成 29 年からの新しい総合事業にむけて、地域のニーズ把握とネットワークの構築を行い、生活支援サービスの仕組みを整えていく。
 - カ 認知症地域支援推進員の配置
 - (ア) 「認知症になっても安心のまちづくり」「認知症の予防に努めるまちづくり」を推進する。
 - キ 介護予防支援事業所の運営

(2) 障がい者福祉サービス

①居宅介護事業

- ア サービス提供責任者の業務を明確にした、効率的・効果的な組織運営
- イ 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供
- ウ 介護技術の向上
 - (ア) 訪問介護員に対する研修、技術指導
- エ 情報の共有化
 - (ア) 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を示し、利用者の状態について情報を的確に伝達
- オ 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘

②生活介護事業

- ア 利用者・家族のニーズを尊重した個別支援計画書の作成と、障害者総合支援法に基づいて質の高いサービスの提供
 - (ア) 利用者や家族の意向を尊重
- イ 利用者および家族、関係機関との連携強化
 - (ア) 医療機関との連携強化
- ウ 職員の資質向上
 - (ア) 介護職員に対する研修、技術指導
 - (イ) 個人情報の保護・管理の徹底
- エ 緊急・災害時対応
 - (ア) 利用者の安全と二次災害の防止
 - (イ) 避難訓練の実施

③就労継続支援B型事業

- ア 利用者・家族のニーズを尊重した個別支援計画書の作成と、障害者総合支援法に基づいた質の高いサービスの提供
- イ 利用者および家族、関係機関との連携強化
 - (ア) 利用者や家族の意向を尊重
- ウ 職員の資質向上
 - (ア) 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者寄り添う支援を実践
 - (イ) 支援員に対する研修、技術指導
 - (ウ) 個人情報の保護・管理の徹底
- エ 緊急・災害時対応
 - (ア) 利用者の安全と二次災害の防止
 - (イ) 避難訓練の実施

④日中一時支援事業

⑤外部サービス利用型共同生活援助事業

- ア 入居者情報の管理、共有
 - (ア) 職員が入居者の心身の状態・情報を共有できるシステム作り

(イ) 入居者の体調管理、安全確保及び事故の防止

イ 個々の状態に即した支援の提供

(ア) 入居者個人の状態を大切にし、個々の能力に応じた支援を提供

(イ) 外部から居宅介護の利用による、個々の身体状況に応じた支援の提供

(ウ) 医療機関、関係機関との連携強化を図り、総合的な支援を提供

ウ 日常生活訓練の実施

(ア) 入居者の状態に即した生活訓練計画を作成

エ 職員の資質向上について

(ア) 研修、技術指導

(イ) 個人情報保護・管理の徹底

⑥短期入所事業

⑦障害者特定相談事業・障害児相談事業

ア 利用者及び家族の生活意向を考慮したサービス等利用計画の作成

イ ケースに応じたモニタリングの実施

ウ 関係機関との連絡・連携

エ 相談支援の質の向上

オ 相談支援専門員の資質向上を図るため、研修会に参加

(3) その他の福祉サービス

①福祉有償運送

ア 移動困難者への移動手段確保

イ 外出活動の支援

②生きがい活動支援通所サービス

③各種研修事業

ア 介護技術に関する講座開催

(ア) 介護職員初任者研修事業

イ 介護職員の確保